

答申第 543 号

平成 22 年 9 月 16 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 3 月 8 日付けで諮問された委託訓練選考基準等一部非公開の件  
（その 2）（諮問第 599 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の委託訓練における受講者選考に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成 22 年 1 月 4 日付けで、委託訓練書類選考記録票評価基準、委託訓練面接評価基準票等、委託訓練における受講者選考に関する文書並びに特定の委託訓練（以下「本件訓練」という。）の委託先である特定非営利活動法人（以下「本件法人」という。）の活動指針及び実態が分かる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

#### ア 委託訓練に係る選考について

不服申立人は、一昨年勤務先から解雇され、その後複数回職業訓練等に応募したが、すべて不合格であった。どのような理由で不合格となったのか疑問を抱き、選考の客観的な基準があるならば、それを明らかにしてもらいたいと考えていたが、本件処分においては非公開部分が多く、不服申立人が不合格となった理由は不明であった。

職業訓練については「就職に有利な者」を合格させるという話を聞いたことがあり、「就職に有利な者」とは、例えば定年退職した者、あるいは若年者等であろうが、そのような選考基準であれば異議を唱え、場合によっては県を訴えることも視野に入れ、選考基準に関する文書を入手したいと考えた。

#### イ 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号該当の点について

不服申立人が選考基準を他の受験者等に伝達することはあり得ず、憶測にすぎない。公平性を欠くことを懸念するよりも、不服申立人の疑念を晴

らすことの方が一層重要であり、優先されるべきである。

また、委託訓練においては、多くの場合短時間の面接により選考が行われているが、面接に対する回答によって優劣をつける方法自体が誤りである。

非公開となっているため、評価の基準があるか否かも不明であるが、不服申立人としては、客観的な評価の基準があるとするならば、その基準自体が先入観及び偏見に満ちているのではないかと考えている。

#### ウ その他

本県においては、実施機関の職員が臨席せず、委託先が面接を行っているが、面接は機械的に行われ、熱意が伝わらない。不服申立人としては、実施機関の職員に直接熱意を伝えたい。

かつてないほど希望者が殺到している現状に対し、職業訓練制度がそぐわなくなっている。改善すべき点が多々あるにもかかわらず、実施機関は惰性的に制度を運用しており、本件不服申立てを本県の制度を変える機会としたい。

### 3 実施機関（東部総合職業技術校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 委託訓練に係る選考について

ア 委託訓練とは、公共職業安定所に求職申込みをしている離職者及び未就職者を対象として、実施機関が外部に委託し、就職に必要な職業能力を習得するための訓練を実施するものである。なお、委託訓練の実施経費は国からの交付金により賄われている。

イ 委託訓練を受講する者の選考方法については、委託訓練選考要領に規定し、委託訓練を受講する必要性が高い者を公平・公正に選考している。本件訓練の受講者の選考は、本件法人による面接の結果と、委託元である実施機関による書類選考の結果を総合して行った。

ウ 面接及び書類選考においては、応募者の受講目標、就職の方向性等が訓練内容と一致しているか等を判断するため「受講の意欲」、「就職意欲」、「訓練の必要性」及び「その他・継続性等」の視点について評価している。

(2) 本件処分において非公開とした情報について

本件処分においては、本件行政文書のうち、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とした。

- ア 委託訓練書類選考記録票評価基準のうち、質問事項に対する評価項目並びに評価基準として記載された具体的な月数、年数及び職歴数
- イ 委託訓練書類選考記録票のうち、質問事項に対する評価項目、質問事項として記載された具体的な年数及び欄外の評価の記載方法
- ウ 委託訓練面接評価基準票のうち、質問事項に対する評価項目並びに評価基準として記載された具体的な月数及び年数
- エ 委託訓練面接記録票のうち、質問事項に対する評価項目及び欄外の評価の記載方法

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件非公開情報は、書類選考及び面接の具体的な観点及び評価方法が記載された部分であることから、公開すると、不服申立人が再度委託訓練に応募した際に、書類選考及び面接でのポイントを押さえた回答が可能になり、これを知らない応募者に比べ著しく有利になる。また、不服申立人が得た情報を他人に伝達した場合、書類選考や面接のポイントが広く知れ渡ってしまい、これを知り得た応募者と知らない応募者との間で公平に選考できなくなり、応募者の意欲、訓練の必要性等の正確な把握が困難になる。

そのため、本件非公開情報は、公開することにより書類選考及び面接が形骸化し、技能習得の必要性等の評価ができなくなり、今後の書類選考及び面接の遂行が困難になるので、条例第5条第4号に該当するものと判断した。

(4) その他

不服申立人は、面接に実施機関の職員が臨席していないこと等から、客観的な考査が行われていないのではないかと主張しているが、選考の最終決定は実施機関が行っており、仮に、面接記録票の記録欄の記載と評価が整合していない場合は、修正することもあり得る。

訓練科の設定は、委託先からの提案に基づくものであり、各科の内容を組み立て、その方向性を認識している委託先が面接を実施している。委託先には絶対評価とするよう指示するなど、事前に注意すべき点を説明しており、

また、基本的に誰が評価しても同様の結果となるような基準となっている。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、委託訓練書類選考記録票評価基準、委託訓練面接評価基準票等、本件訓練における受講者選考に関する文書及び本件法人の活動指針等に関する文書である。

##### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、応募者の意欲、訓練の必要性等の正確な把握が困難となり、書類選考及び面接が形骸化することから、条例第5条第4号に該当する旨説明している。

一方、不服申立人は、公平性を欠くことを懸念するよりも、不服申立人の疑念を晴らすことが優先されるべきである旨主張している。

エ 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件非公開情報は、委託訓練の受講者選考に係る具体的な観点及び評価方法が記載されたもの

であり、公開すると、委託訓練の受講者選考に際して、応募者が面接における質問に対する回答を用意する等、事前に準備を行うことが可能となる情報であると認められる。

オ 委託訓練に係る受講者選考という事務の性質を考慮すると、本件非公開情報を公開すれば、応募者が当該情報に基づき、事前に準備を行うことは十分想定されることから、書類選考及び面接が形骸化するとの実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

カ したがって、本件非公開情報は、公開することにより、実施機関が行う委託訓練における受講者選考に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

#### (4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年3月8日	○ 諮問
3月10日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月31日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月7日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6月1日 (第97回部会)	○ 審議
7月2日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7月20日 (第98回部会)	○ 審議
8月17日 (第99回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 9 月 16 日現在) (五十音順)